

阪神水道企業団公報

令和4年7月15日金 第361号

毎月15日発行

目 次

◇規 則

阪神水道企業団公報発行規則の一部を改正する規則

◇告 示

- 阪神水道企業団議会議員(西宮市選出)の辞職
- 阪神水道企業団議会議員(西宮市選出)の補欠選挙
- 阪神水道企業団議会議員(西宮市選出)の当選
- 阪神水道企業団議会議員(神戸市選出)の辞職
- 阪神水道企業団議会議員(神戸市選出)の補欠選挙
- 阪神水道企業団議会議員(神戸市選出)の当選
- 阪神水道企業団議会議員(尼崎市選出)の辞職
- 阪神水道企業団議会議員(尼崎市選出)の補欠選挙
- 阪神水道企業団議会議員(尼崎市選出)の当選

◇規 則◇

阪神水道企業団公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月4日

阪神水道企業団 企業長 吉 田 延 雄

阪神水道企業団規則第4号

阪神水道企業団公報発行規則の一部を改正する規則

阪神水道企業団公報発行規則(昭和35年規則第6号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|-----|----------------------|
| | |
| | 第4条 公報は、次の者に無償配付する。 |
| | (1) 議会事務局、監査事務局及びその他 |
| | 企業団の機関 |
| | (2) 企業団関係官公署 |

- (3) 神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市及 び宝塚市の議会事務局
- (4) その他企業長において必要と認めら れるもの
- 2 公報は、希望者には実費を徴し配布す ることができる。

(縦覧)

(縦覧)

第4条 公報は、企業団前の掲示場への掲 示及びインターネットを利用する方法に より、一般の縦覧に供するものとする。

第5条 公報は、企業団前の掲示場への掲 示及びインターネットを利用する方法に より、一般の縦覧に供するものとする。

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部 分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

阪神水道企業団告示第11号

下記の者は、令和4年6月20日付けをもって、阪神水道企業団議会議員を辞職したので告 示する。

令和4年6月20日

阪神水道企業団 企業長 吉 田 延 雄

記

尾孝夫 中 山口英治

阪神水道企業団告示第12号

阪神水道企業団規約第9条の規定により、阪神水道企業団議会議員の補欠選挙を下記のと おり行う。

令和4年6月20日

阪神水道企業団 企業長 吉 田 延 雄 記

1 選挙する期間 令和4年6月20日から

令和4年7月19日まで

2名 1 選挙する議員数

1 選挙する市 西宮市

阪神水道企業団告示第13号

令和4年6月20日西宮市議会において執行された阪神水道企業団議会議員補欠選挙の結 果、次のとおり当選した。

令和4年6月20日

阪神水道企業団

企業長 吉 田 延 雄

記

大 石 伸 雄 大川原 成 彦

阪神水道企業団告示第14号

下記の者は、令和4年6月23日付けをもって、阪神水道企業団議会議員を辞職したので告 示する。

令和4年6月23日

阪神水道企業団

企業長 吉 田 延 雄

記

朝 倉 えつ子 住 本 かずのり 植中雅子 しらくに 高太郎 髙 瀬 勝 也 村 野 誠 一 北川道夫

阪神水道企業団告示第15号

阪神水道企業団規約第9条の規定により、阪神水道企業団議会議員の補欠選挙を下記のと おり行う。

令和4年6月23日

阪神水道企業団

企業長 吉 田 延 雄

記

1 選挙する期間 令和4年6月23日から

令和4年7月22日まで

1 選挙する議員数 7名

1 選挙する市 神戸市

阪神水道企業団告示第16号

令和4年6月24日神戸市会において執行された阪神水道企業団議会議員補欠選挙の結果、 次のとおり当選した。

令和4年6月24日

阪神水道企業団

企業長 吉 田 延 雄

記

今 井 まさこ 黒 田 武 志 上 畠 寛 弘 堂 下 豊 史 やすなが 吉 田 健 吾 坊 吉 田 謙 治

阪神水道企業団告示第17号

下記の者は、令和4年7月10日付けをもって、阪神水道企業団議会議員を辞職したので告 示する。

令和4年7月10日

阪神水道企業団

企業長 吉 田 延 雄

記

林 久 博 別 府 建 一 眞 田 泰 秀

阪神水道企業団告示第 18 号

阪神水道企業団規約第9条の規定により、阪神水道企業団議会議員の補欠選挙を下記のと おり行う。

令和4年7月10日

阪神水道企業団

企業長 吉 田 延 雄

記

1 選挙する期間 令和4年7月10日から

令和4年8月9日まで

選挙する議員数 3名

1 選挙する市 尼崎市

阪神水道企業団告示第19号

令和4年7月14日尼崎市議会において執行された阪神水道企業団議会議員補欠選挙の結 果、次のとおり当選した。

令和4年7月14日

阪神水道企業団 企業長 吉 田 延 雄

記

川崎敏美 宮 城 亜 輻 福 島 さとり